

福岡市旅館業法施行細則に規定する市長が定める事項等

1 福岡市旅館業法施行細則（昭和 47 年福岡市規則第 72 号。以下、「細則」という。）

第 2 条第 2 項ただし書に規定する市長が認めるときについて

(1) 営業施設が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しないときにあつては、次の書類を省略することができるものとする。

ア 旅館業の用に供する建築物の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく検査済証の写し及び消防法令に適合していることを証する書類の写し

2 細則第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に規定する市長が定める書類について

(1) 福岡市旅館業法施行条例（平成 24 年福岡市条例第 74 号。以下、「条例」という。）第 3 条第 7 号関係

条例第 3 条第 7 号ただし書に規定する施設（住居その他の施設との混在禁止等の規定を適用しない施設）に該当する場合にあつては次のとおりとする。

ア 旅館業として使用される共同住宅が分譲マンション等（区分所有法^{※1}に規定する区分所有権の目的である建物（室））の場合

申請者 添付書類	区分所有者	区分所有者等以外の第三者 ^{※2}	賃借者等 ^{※3}	賃借者等以外の第三者 ^{※2}
① 区分所有者を示す書類（不動産登記事項証明書等）	○	○	○	○
② 施設を旅館業の用に供することが認められていることを確認できる書類（管理規約 ^{※4} 等）	○	○	○	○
③ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて区分所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	-	○	-	-
④ 区分所有者と賃借者等との関係がわかる書類（賃貸借契約書又は使用貸借契約書等）	-	-	○	○
⑤ 賃借者等が施設を旅館業の用に供することについて区分所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	-	-	○	-
⑥ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて賃借者等が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	-	-	-	○
⑦ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて区分所有者が賃借者等に対して承諾していることを確認できる書類（承諾書等）	-	-	-	○

- ※1 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）
- ※2 区分所有者や賃借者等以外の不動産管理会社や親族等の第三者が申請者となる場合
- ※3 賃貸借契約における賃借者又は使用貸借契約における借主等
- ※4 区分所有法第30条第1項に規定する規約

イ 旅館業として使用される共同住宅が賃貸住宅、社宅、社員寮等（区分所有法に規定する区分所有権の目的である建物（室）以外の建物（室））の場合

申請者	所有者	所有者以外の第三者 ^{※2}	賃借者等 ^{※3}	賃借者等以外の第三者 ^{※2}
添付書類				
① 所有者を示す書類（不動産登記事項証明書等）	○	○	○	○
② 第三者が施設を旅館業の用に供することについて所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	-	○	-	-
③ 所有者と賃借者等との関係がわかる書類（賃貸借契約書又は使用貸借契約書等）	-	-	○	○
④ 賃借者等が施設を旅館業の用に供することについて所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	-	-	○	-
⑤ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて賃借者等が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	-	-	-	○
⑥ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて所有者が賃借者等に対して承諾していることを確認できる書類（承諾書等）	-	-	-	○

- ※2 区分所有者や賃借者等以外の不動産管理会社や親族等の第三者が申請者となる場合
- ※3 賃貸借契約における賃借者又は使用貸借契約における借主等

(2) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下、「省令」という。）

第4条の3及び条例第4条第2号関係

省令第4条の3及び条例第4条第2号ただし書に規定する玄関帳場を有しない施設に該当する場合にあっては、次のことを確認できる書類とする。

- ① ビデオカメラ等の型式、録画機能
- ② 施設及び管理事務所でのビデオカメラ等の設置場所
- ③ 施設と管理事務所までの距離・位置関係
- ④ 管理事務所から施設へ駆けつけるために使用する交通用具及び経路・時間
- ⑤ 宿泊者に建物の管理取扱責任に関する内容について署名を取る様式又は署

名と同等の措置内容

- ⑥ 玄関帳場の代替設備で行う業務を第三者へ委託する場合は当該内容（事業者名，所在地，連絡先，委託内容）
- ⑦ 施設及び管理事務所での通話機器の設置場所
- ⑧ 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアル

＜宿泊者と対面せずにチェックイン（以下「非対面形式でのチェックイン」という。）を行う場合＞

- ⑨ 使用する機器及び設置場所
- ⑩ 予約からチェックイン・入室までの手順

3 細則第 13 条に基づく市長が定める必要な事項について

(1) 条例第 2 条第 6 号関係

「その他飲用に適する水」とは、以下の表の左欄に掲げる項目について行われた水質検査の結果、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合している状態を指すこと。

項 目	基 準
一般細菌	100 c f u / m l 以下
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04m g / l 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10m g / l 以下
塩化物イオン	200m g / l 以下
有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3m g / l 以下
p H 値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下
鉄	0.3m g / l 以下
硬度	300m g / l 以下

(2) 省令第 4 条の 3 第 1 号及び細則第 4 条第 1 号関係

「事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること」とは、具体的には以下①から④の状態を指すこと。

- ① 事故が発生したときその他の緊急時における対応等を行う管理事務所を設けること。
- ② 管理事務所は施設に 10 分以内で駆けつけることができる範囲であること。
- ③ 施設と管理事務所との間に通話機器が設置されていること。
- ④ 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。

(3) 省令第4条の3第2号及び細則第4条第2号関係

「宿泊者名簿の正確な記載，宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること」とは，以下の要件を満たす設備を指すこと。

- ① 管理事務所において宿泊者の出入りの状況が確認できるビデオカメラ等を設置すること。
- ② 非対面形式チェックインを行う場合は，宿泊施設又はその存する敷地や建物等に，宿泊者の顔及び旅券の鮮明な画像を写すことができるテレビ電話，タブレット端末その他の機器を用い，本人が確実に確認できる設備を設けること。

3 その他旅館業の適切な運営を確保するために必要な事項について

(1) 建物の管理取扱責任関係

建物の管理取扱責任について，宿泊者の署名を取ること又は署名と同等の措置を講じること。

(2) チェックイン時の宿泊者との面接，宿泊者名簿の記載関係

ア 宿泊者との対面によりチェックインを行う場合は，施設(①)，管理事務所(②)又はその他の場所(③)において宿泊者との面接を行い，宿泊者名簿の記載を行うこと。

- ① 施設で面接等を行う場合は，宿泊者に鍵を引き渡すとともに，管理事務所の所在場所を書面で説明すること。
- ② 管理事務所で面接等を行う場合は，施設まで従業者等が宿泊者に付き添って案内し，宿泊者に適切に鍵を引き渡すこと。ただし，次の事項をすべて満たす場合はこの限りでない。
 - ・施設に旅館業の営業施設である旨が掲示されること。
 - ・管理事務所において施設の所在場所を書面で宿泊者に説明すること。
- ③ その他の場所で面接等を行う場合は，施設まで従業者等が宿泊者に付き添って案内し，宿泊者に適切に鍵を引き渡すこと。また，管理事務所の所在場所を書面で説明すること。ただし，次の事項をすべて満たす場合はこの限りでない。
 - ・施設に旅館業の営業施設である旨が掲示されること。
 - ・その他の場所において施設及び管理事務所の所在場所を書面で宿泊者に説明すること。

イ 非対面形式チェックインを行う場合は，宿泊施設又はその存する敷地や建物等に設置した機器を用い，宿泊者の本人確認，宿泊者名簿の記載を行うこと。ただし，その際には次の事項をすべて満たすこと。

- ・施設に旅館業の営業施設である旨が掲示されること。
- ・管理事務所の所在場所を地図や管理事務所の外観写真等で説明すること。

(3) 施設や管理事務所での掲示

条例第3条第7号ただし書に該当する施設であって、省令第4条の3または条例第4条第2号ただし書きに該当する施設については、営業許可取得後に旅館業の営業施設である旨、緊急連絡先等を掲示すること。

なお、令和2年3月31日において、既に営業許可を取得している施設（以下「既存施設」という。）については、令和3年3月31日までの間、本規定は適用しない。

また、既存施設及び条例第3条第7号ただし書に該当しない施設においても、従来から営業者が施設以外で宿泊者との面接を行い、施設へ付き添わない場合には、その条件として掲示が必要となっていることに留意すること。